

<p>件 名</p>	<p>合併の経過措置「一市二制度」の解消に向けた取組方針（案）について</p>
<p>経過・現状 政策課題</p>	<p>【経過・現状】 * 本年は、本市と旧美原町との合併から5年目となる。 * 美原区においては新市建設計画に基づくまちづくりが進展するとともに、これまでの間、行政サービスの統合のみならず、住民間の交流も進み、市域の一体化は着実に進展した。 * 一方、合併に伴う行政サービスの激変を緩和するための経過措置である、いわゆる「一市二制度」は、その多くが合併後5年を目途に解消することとしている。 * 現在、合併協議の結果に基づき「一市二制度」解消のための取組が進められているところである。</p>
<p>対応方針 今後の取組 （案）</p>	<p>【対応方針】 下記を主な項目として、合併の経過措置「一市二制度」の解消に向けた取組方針を定め、市として統一的な考えのもと、解消に努める。 基本的な考え方 (1)「市域の一体性」の早期確立 本市の活力を再生し、持続的な都市発展を図るため、一市二制度の解消によって、「市域の一体性」を早期に確立し、より効率的で効果的な行政サービスの提供体制を構築する。 (2)市民への「説明責任」 合併協議の結果を基本としながら、現下の社会経済情勢を鑑み、経過措置の合理性や新たな経過措置の必要性などについて、「市民の目線」にたって検証し、市民への説明責任を果たした上で、一市二制度の解消に向けた調整を図る。 具体的取組 (1)今年度をもって解消する事業 * 個別事業ごとに適時・適切な媒体を通じて、美原区民や関係先に広報・周知を図る。 * あわせて、美原区民を中心に、総括的な広報活動を行う。 (2)配慮すべき事業 * 個別事業の状況や一時期に集中して美原区民の経済的負担が増加することを考慮し、解消に向けた新たな経過措置が必要かどうかを検討する。 * なお、税や国民健康保険料など法律等で経過措置が5年間とされている項目は除く。 (3)引き続き調整が必要な事業</p>

	<p>*今年度末をもって解消の目途が立たない事業については、引き続き、解消に向けた具体的方策を検討し、早期に工程表を作成する。</p> <p>【スケジュール】</p> <p><u>平成21年</u></p> <p>11月 「一市二制度」の解消に向けた取組方針の提示 平成22年度当初予算編成作業への反映</p> <p>12月 市議会へ関係議案の上程</p> <p><u>平成22年</u></p> <p>1月～2月 平成22年度当初予算（案）取りまとめ</p> <p>3月 市議会へ関係議案の上程（平成22年度当初予算案 等） 一市二制度の総括的広報</p> <p>4月～ 一市二制度 解消施行</p>
効果の想定	<p>一市二制度の解消により、市域の一体性を確保するとともに、効果的で効率的な行政サービスを提供する。</p>
関係局との政策連携	<p>一市二制度事業を所管する各局</p>